

## 平成24年度 大阪府衛生検査所精度管理審議会（第1回）概要

平成24年1月22日（木）午後3時 新別館北館4階 職員会議室8

出席者：石田委員、井戸田委員、勝川委員、田口委員、田畑委員、日高委員、村瀬委員、山本委員、吉村委員、

1. 報告事項「大阪府衛生検査所精度管理専門委員会の附属機関への移行について」
  - ・地方自治法第138条の4では法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとされている。
  - ・本府では、これまで条例に基づく附属機関に類似する役割を担っている多くの会議体については、懇話会と位置付け、要綱等に基づき設置していた。
  - ・近年、他の地方自治体の住民訴訟の判例等において、要綱等で設置された会議体について、その役割が地方自治法に定める附属機関と同様とみなされ、違法であるとの判断が示されている。
  - ・このため、本府では要綱等で設置した会議体について見直しを行い、大阪府附属機関条例を改正し、約200の会議体を附属機関とした。
  - ・これにより、大阪府衛生検査所精度管理専門委員会についても、条例に基づく附属機関の1つ（衛生検査所精度管理審議会）として新たに設置することとなった。
  
2. 会長選出  
「大阪府衛生検査所精度管理審議会規則」第4条の規定に基づき、会長選出。
  - ・委員の互選により会長は日高委員に決定。
  
3. 会議の公開について  
「会議の公開に関する指針」に基づき、当審議会は以下の理由により非公開とする。
  - 理由① 個々の衛生検査所の不適事項等に関する情報を取扱うため、情報公開条例第8条の1号に該当する。
  - 理由② 府が行う立入検査に関する情報、立入日程や持ち込み検体等についての情報を取扱い、事前にこれらの情報を公開することで立入検査の厚生かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、情報公開条例第8条の4号に該当する。
  
4. 議題「平成24年度大阪府衛生検査所精度管理事業について」（注）
  - ・平成24年度大阪府衛生検査所精度管理事業について立入指導班の編成、対象となる衛生検査所、立入指摘事項、立入指導の実施方法等を確認。
  
5. 議題「平成24年度衛生検査所立入検査持込検体について」（注）
  
6. 議題「平成24年度衛生検査所立入検査日程調整について」（注）
  - ・平成24年度衛生検査所立入検査日程及び立入検査に同行する委員を決定。
  
7. 議題「平成25年度以降の持ち込み検体について」（注）
  - ・平成25年度以降に使用する持ち込み検体について協議。

（注）4～7については、情報公開条例第8条の1号及び4号に該当する情報を含むため詳細な内容については非公開とする。